I-3

高良大社の建築構成にみる藩における権現造の受容に関する一考察

A study on reception of the GONGEN Style in feudal domain through architectural composition of Kora Taisha

○加藤千晶[1]，　重枝豊[2]
*Chiaki Kato[1], Yutaka Shigeeda[2]

１．はじめに

いわゆる権現造[1)]と称される形式は、豊臣秀吉や徳川家の霊廟に採用されたのをはじめ、一般の神社[2)]にも広く普及した。権現造の普及に関しては大河直躬[3)]が慶長から 19 世紀までの現存遺構を概観し、江戸初期には幕府や諸藩により江戸から地方まで広く造営され、17 世紀半ばからは民間でも造営されるようになったとする[4)]が、権現造に関する既往研究[5)]では、主に幕府が造営した代表的事例を取りあげたものが中心であり、諸藩や民間の中で権現造がどのように受容され神社建築に伝搬したかについては、具体像は不明である。

本研究は、諸藩における権現造受容の一端を明らかにすることを目的とする。江戸時代以降の神社における権現造の適応は、神田明神社（元和 3・1617）に始まり、幕府によって相次いで建立された。藩が独自で領内に権現造社殿を造営する事例は、明暦（1655～）以降増加する。本稿では、久留米三代藩主有馬頼利の造営による高良大社を取りあげる。現社殿は、明暦元年（1655）に計画が立てられ、万治 3 年（1659）に本殿が、寛文元年（1661）に幣殿と拝殿が完成した。普請奉行に丹羽頼母、棟梁に深谷平三郎らがあたったことが墨書や文書から判明している。この二人は、江戸城平川口の普請や二度の日光御造営といった、幕府の工事に従事していたことが明らかになっている[6)]。平面も各地に造営された東照宮にみられる構成であることから、東照宮形式の平面構成が計画された可能性が指摘されている[7)]。本稿では、東照宮を主とする幕府造営の権現造の中から高良大社の建築と共通点を持つ事例を挙げ、両者の比較を通して、高良大社造営の際に幕府造営の権現造をどのように参考にされたかを考察したい。

２．軸組の形式について

高良大社の軸組の構成についてみていく。高良大社拝殿と幣殿の軸組は、柱頂部の高さを本殿よりも低くして揃え、拝殿周囲と幣殿の桁行前方 2 間に頭貫を通し、拝殿と幣殿前方 2 間の軸部構造を一体につくっている。また、幣殿前方から 2 つ目の柱には、間口方向に虹梁型の頭貫を通している。幣殿後方 1 間には頭貫

図 1.　高良大社平面図（「文化庁実測図」を加工）

を通さず、本殿軸組と幣殿桁行前方 2 間の軸組は、分離した形をとるが、本殿前方隅の組物から幣殿前方から 2 つ目の柱上組物にかけて海老虹梁を架けて本殿と幣殿を繋いでいる。拝殿と幣殿（石の間）の軸組を一体化し、本殿と幣殿とを海老虹梁で繋ぐ技法は、日光東照宮（寛永 13・1636）が最初に用いたもので、寛文以前では、東照宮においては、日光東照宮、紅葉山東照宮（承応 3・1654、現存せず）の 2 例、神社においては日枝神社（万治 2・1659）の 1 例があるのみである。日光東照宮仮殿（寛永 16 頃）の場合では、海老虹梁ではなく虹梁が用いられている。また、高良大社の本殿と拝殿には、縁板を支えるのに腰組が用いられている。寛文以前の権現造において、本殿と拝殿に腰組を用いる事例は、日光東照宮、上野東照宮（慶安 4・1651）、紅葉山東照宮の 3 例のみである。

以上から、高良大社と同じ技法が用いられている寛文以前の権現造は、日光東照宮と紅葉山東照宮に絞られた。高良大社の規模は、本殿：桁行 3 間・梁間 3 間、幣殿：間口 3 間・奥行 3 間、拝殿：桁行 5 間・梁間 3 間であり、日光東照宮と紅葉山東照宮の規模と比較すると、紅葉山東照宮は同規模であるが、日光東照宮は、本殿：桁行 5 間・梁間 5 間、拝殿：桁行 9 間・梁間 4 間と大きい。軸組の形式と規模から推定して、高良大社は、設計の際に紅葉山東照宮が参照された可能性が高い。

３．平面寸法の比較

次に、高良大社と紅葉山東照宮の平面寸法の間に関連があるかを調べる。紅葉山東照宮は 4 代将軍徳川家

１：日大理工・教員・建築　２：日大理工・教員・建築

綱によって江戸城内の紅葉山に造営されたもので、明治政府により廃止され現存しないが、国立公文書館と都立中央図書館に江戸時代に作成された図面が残されている。平面寸法は都立中央図書館蔵の「紅葉山御宮地割」の平面図記載の数値を参照した。

高良大社は、1 枝寸法 4.5 寸として、支割によって各間の寸法を決定している。紅葉山東照宮は、桁行（間口方向）を 1 枝寸法 4.6 寸、梁間（奥行方向）を 1 枝寸法 4.5 寸として各間の柱間寸法を決定しており[8]、高良大社の 1 支寸法と紅葉山東照宮の梁間の 1 支寸法は一致している。

次に、両者の支数を比較する。高良大社の桁行各間は、紅葉山東照宮の 2 支増しになっている。梁間は、紅葉山東照宮では、本殿内陣部分や石の間扉口、拝殿各間といった主要な部分には 18 支 8.1 尺が用いられているが、本殿外陣は 14 支としたり、石の間の本殿側・拝殿側の 1 間は支割を用いず、幣殿各間の寸法は揃っていない。一方、高良大社では、梁間は幣殿の本殿側 1 間を除き、全て 18 支 8.1 尺で統一されている。

1 枝寸法を紅葉山東照宮の梁間と等しくしたり、梁間に寸法が一致する柱間が多いなど、高良大社と紅葉山東照宮の平面寸法には関連がみられるが、高良大社では 1 支寸法を全て 4.5 寸に統一したり、幣殿の本殿側 1 間を除いた各柱間の寸法を 8.1 尺に統一するなど、紅葉山東照宮の柱間寸法に比べ、簡略化されている。

4．まとめ

高良大社と紅葉山東照宮の軸部の構成と規模が一致することから、高良大社の造営にあたって、紅葉山東照宮が参考にされた可能性が高いことを明らかとした。高良大社と紅葉山東照宮の柱間寸法の比較によって、両者の柱間寸法に共通する部分がみられるものの、高良大社は紅葉山東照宮の寸法構成よりも簡略化されている傾向にあることがわかった。紅葉山東照宮は、高良大社の造営計画が立てられた前年に建立されており、幕府が建立した最新の権現造を、久留米藩がいち早く取り入れたものとみられる。

高良大社と紅葉山東照宮の立面構成はほとんど共通するものの、平面や意匠の細部に、紅葉山東照宮と異なる部分が認められ、久留米藩による独自の工夫がなされたとみられるが、本稿では取りあげることができなかったため、今後の検討課題としたい。

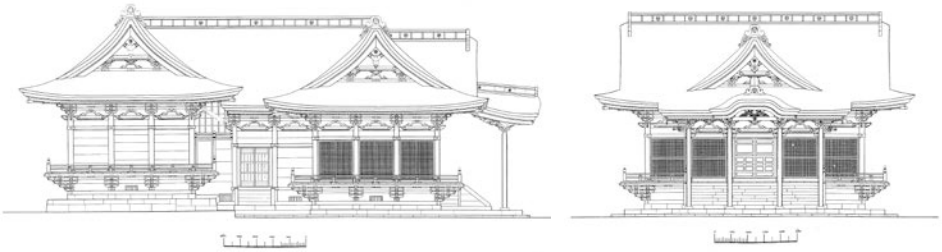

図 1.　高良大社側面図及び正面図（「文化庁実測図」）
＊側面図は原図を左右反転

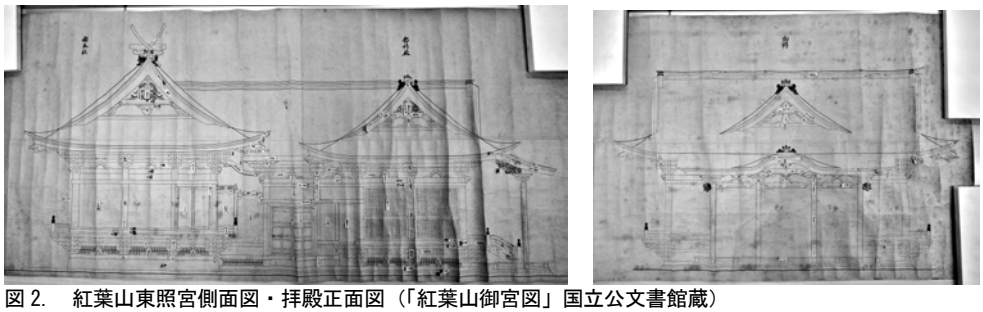

図 2.　紅葉山東照宮側面図・拝殿正面図（「紅葉山御宮図」国立公文書館蔵）

表 1.　紅葉山東照宮・高良大社　寸法比較

■拝殿桁行寸法

建物名		中央間	脇間	端間
紅葉山東照宮	寸法(尺)	9.2	7.36	7.36
	支割	20	16	16
	1枝寸法(寸)	4.6	4.6	4.6
	寸法(尺)	38.64		
	支割	84		
	1枝寸法(寸)	4.6		
高良大社	寸法(尺)	9.9	8.1	8.1
	支割	22	18	18
	1枝寸法(寸)	4.5	4.5	4.5
	寸法(尺)	42.3		
	支割	92		
	1枝寸法(寸)	4.5		

■梁間寸法

		本殿			石の間・幣殿			拝殿			
建物名	後方から～間目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	向拝
紅葉山東照宮	寸法(尺)	8.1	8.1	6.3	9.6	8.1	6.66	8.1	8.1	－	9.8
	支割	18	18	14	－	18	－	18	18	－	－
	1枝寸法(寸)	4.5	4.5	4.5	－	4.5	－	4.5	4.5	－	－
	寸法(尺)	22.5			24.36			16.2		－	－
	支割	50			－			36		－	
	1枝寸法(寸)	4.5			－			4.5		－	
高良大社	寸法(尺)	8.1	8.1	8.1	8.55	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	13.5
	支割	18	18	18	19	18	18	18	18	18	30
	1枝寸法(寸)	4.5	4.5	4.5	4.5	45	45	4.5	4.5	4.5	4.5
	寸法(尺)	24.3			24.75			24.3			－
	支割	54			55			54			
	1枝寸法(寸)	4.5			4.5			4.5			

註釈

1）この名称は、もとは、神社と仏堂両者の要素を備えた本殿を指していたが。建築学上では、離れて建つ本殿と拝殿の間を、石の間や相の間、幣殿、廊下等と呼ばれる両下の建物で接続して一構えとした複合社殿の形式を指す。

2）霊廟である豊国廟や東照宮も神社の範疇に含まれるが、以後神社と表記する場合には、豊国廟と東照宮は含めないものとする。

3)大河直躬「権現造と建築彫刻」（『佛教藝術』170 号、昭和 62 年 1 月号

4) 民間によって造営された事例では、千葉県の玉前神社（貞享 4・1687）が最も古い。

5)主要なものとして、阪谷良之進「芝徳川家靈廟附權現造について」（『建築雑誌』46 巻 558 号、昭和 7 年）、足立康「権現造と石間造」（『建築史』第 3 巻第 3 号、昭和 16 年）、大河直躬『東照宮』SD 選書、鹿島出版会、1970 年。『日本建築史基礎資料集成　三　社殿Ⅲ』中央公論美術出版、1981 などがある。

6) 『重要文化財　高良大社本殿・幣殿及び拝殿修理工事報告書』重要文化財高良大社保存修理委員会、昭和 51 年

7）同前

8）ただし、幣殿桁行の本殿側 1 間及び拝殿側 1 間は支割が成立していない